

呉柏蒼君学位請求論文審査報告

一 本論文の概要

呉柏蒼君が博士学位請求論文として提出した『犯罪被害者の法定地位について——台湾法を中心とした比較法的検討——』は、犯罪被害者の刑事手続上の法的地位と経済的支援について、台湾と日本の比較検討を通じて双方の制度の在り方を模索し、改革に向けた提言を行うものである。

被害者学は、第二次世界大戦後の一九四〇年代に提唱された学問であり、被害者化（犯罪被害に遭うプロセスや犯罪被害の影響を意味する）や被害要因に関する初期の研究を経て、一九六〇年代以降は犯罪被害者の支援や法的地位に関する研究が主流となり、その成果を踏まえた多くの制度が実現している。日本では、一九八〇年に犯罪被害者に一定の金銭給付を行う犯罪被害者等給付金支給法が成立し、一九九〇年代半ばから刑事手続における被害者の保護（二次被害の防止）や法的地位に関する制度や施策が導入されており、台湾においても日本よりやや遅れた一九九〇年代後半から犯罪被害者の支援に関する施策が行われるように

なっているが、領域によつては日本より遙かに早い時期に立法や施策が実現しているものもある。

台湾の刑事法制が中国・清朝時代に日本からお雇い外国人を招いて編纂した草案が基になって発展してきた経緯もあり、現代においても立法に際して日本法を参照することが一般的で、被害者支援に関する制度や法律についても日本の制度や法律の影響を受けたものが少なくない。しかし、その一方で、台湾の刑事訴訟法には大陸法とりわけドイツの影響も見られるが、大正時代にドイツ法の影響を受けながらも独自の刑事訴訟法を制定し、戦後はアメリカ法的な刑事訴訟法を制定した日本とは大きく異なるところもある。本論文は、こうした日本と似て非なる、非なりて似る台湾における被害者の刑事手続上の法的地位を比較することで、日本と台湾におけるより良い制度の構築に向けた示唆を得ようとするものである。

二 本論文の構成

本論文は、呉柏蒼君が、慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程に在籍中、法学政治学論究に発表した三本の論文（「台湾における犯罪被害者補償制度の改革——その意義と課題」法学政治学論究九七号（二〇一三）一二五頁以

下、「起訴猶予と犯罪被害者—台湾における緩起訴制度を中心に」法学政治学論究九九号（二〇一三）六九頁以下、「台湾における性犯罪非親告罪化に関する議論と被害者保護」法学政治学論究一〇六号（二〇一五）三三頁以下）と日本被害者学会の学会誌に掲載された一本の論文（「台湾における犯罪被害者補償制度の特徴と近年の改革」被害者学研究二五号（二〇一五）二二頁以下）を加筆修正した上に、大学院在籍中に執筆した未公表の論文五本を加え、まとめたものである。

論文の構成は、以下の通りである。

第1章 はじめに

第1節 刑事政策において課題とされる犯罪被害者の法的地位

第2節 日台比較の意味について

第3節 本稿の射程範囲と限界

第2章 捜査段階における犯罪被害者の地位

第1節 警察・検察段階における被害者

第2節 起訴猶予と犯罪被害者—緩起訴制度を中心に

第3章 公判段階における犯罪被害者

第1節 被害者証人の安全保護と負担軽減

第2節 被害者意見陳述制度

第3節 被害者による公判記録の閲覧・謄写について

第4章 被害者訴追と被害者参加

第1節 被害者訴追制度（自訴制度）について

第2節 被害者参加制度—台湾における制度導入の初歩的

考察

第5章 司法取引と犯罪被害者

第1節 問題提起と概念の確認

第2節 条件付緩起訴の取引的運用について

第3節 捜査協力型刑の減免・不起訴制度

第4節 捜査中の取引—簡易手続における司法取引

第5節 裁判中の取引—いわゆる「協議手続」

第6章 小括

第6章 被害者の損害回復—付帯民事訴訟制度

第1節 問題の所在

第2節 台湾における付帯民事訴訟制度の概要

第3節 実務の運用状況とその問題—特に移送と同時判決の問題について

第4節 若干の検討

第5節 日本との損害賠償命令制度との比較

第6節 付帯民事訴訟に対する再評価と今後の課題

第7章 経済的支援—犯罪被害者補償制度

第1節 問題の所在

第2節 制度の基本的概要—二〇〇九年の法改正以前を中

心に

第三節 近年の法改正とその検討

第四節 制度の実施状況の概観

第五節 制度に対する検討

第六節 日本への示唆

第 8 章 裁判外の紛争解決—刑事調停と被害者

第一節 問題の所在

第二節 郷鎮市調解（調停）制度

第三節 法院調解（裁判所調停）制度

第四節 今後の課題と日本への示唆

第 9 章 性犯罪非親告罪化に関する議論と被害者保護

第一節 問題の所在

第二節 一九九九年の台湾刑法改正における性犯罪の改正

要点

第三節 台湾における性犯罪の非親告罪化をめぐる議論

第四節 非親告罪化後の状況と性犯罪被害者保護の具体的

施策

第五節 日本への示唆

第 10 章 おわりに

三 本論文の内容

第 1 章では、まず日台比較刑事法の意義を確認する。台湾刑事法の起源が中国清朝時代に政府が日本人学者を招聘

して編纂した草案であったことや、近年の重要立法においても日本法が参照されることが通例となっていることから、台湾刑事法には日本法の影響が少なからず見られ、それ故、日台法制度の比較が具体的意味をもつとする。特に、被害者支援の領域では、日本が僅かに先行しているものの、台湾では一九九〇年代末頃から急速な発展を遂げ、日本でさえ導入されていない制度が実現していることから、台湾の被害者支援制度の検討は日本にとっても重要な意義を有するとする。

第 2 章「捜査段階における犯罪被害者の地位」では、台湾の捜査段階における被害者の付添い、証拠保全請求権、告訴人等への書類の送達などについて概説したうえで、本章の中心的テーマである台湾の緩起訴制度について第 2 節で詳細に検討を行っている。起訴法定主義を採る台湾でも、従前、微罪に限定した相対的不起訴（起訴猶予）の制度はあったが、二〇〇二年の刑事訴訟法改正により、訴訟負担の軽減と被疑者の社会復帰等を目的として、より広い事件の被疑者を対象に特定の遵守事項を定めてその履行を義務付ける緩起訴制度が導入された。これは諸外国でいうところの条件付起訴猶予制度に当たり、起訴猶予者に対し治療措置のほか、被害者への謝罪や賠償、被害者保護命令等を

課することができるため、被害者の損害回復や被害者保護としての意義を有しているほか、修復的司法に繋がる制度として評価する向きもある。近年は、緩起訴が検察庁処理件数の一八%以上を占めダイバージョンとして大きな役割を果たすとともに、遵守事項のうち犯罪被害者保護団体等公益団体への寄付が多用され、被害者支援や被害者補償にとって貴重な財源となっていることが評価されているという。

しかし、その一方で、筆者は、被害者への損害賠償を内容とする遵守事項の適用が低迷しており、被害者に対する検察官への配慮が十分でないことが課題であるとし、修復的司法のプログラムを緩起訴に組み込むことも、被害者・被疑者双方の利益を阻害しかねないとして、慎重な立場を取る。また、緩起訴に対する被害者の不服申立制度として再議や交付審判（日本の付審判請求制度を一般犯罪にまで拡大したものが併せて導入されたが、手続が複雑で、請求権者も告訴人に限定するなど狭きに失することを問題視する。ただ、そうした課題があるとしても、条件付起訴猶予制度をもたず、起訴猶予もダイバージョン機能を中心（それだけではないが）の日本にとって、台湾の緩起訴制度は被疑者の改善更生や被害者の支援制度として検討に値する

と主張する。もつとも、筆者は、法的根拠もなく、被疑者に対する二重の危険を回避する制度的担保（確定力付与）もない日本の現行法制下において緩起訴のような条件付釈放を導入することは困難であり、むしろ、近年、日本で試みられている起訴猶予と福祉的措置の連携や、被疑者の改善更生や被害者に対する損害回復の状況を見たらうえて起訴猶予処分を最終確定させる経過観察的起訴猶予という穏当な形を取ることが日本では望ましいと結論づける。

第3章「公判段階における犯罪被害者」では、公判における被害者意見陳述制度と公判記録の謄写・閲覧制度を中心に検討を加える。台湾では、日本よりも早く公判における被害者意見陳述制度が導入されたが、筆者によれば、その規定が曖昧で、制度の性格や目的から、陳述主体や陳述の範囲、陳述時期、必要性と相当性の基準に至るまで不明瞭な点が多いとする。実務でも、被害者が十分に証言した場合、被害者感情や意見の陳述を十分に行ったかどうか明らかなでないにもかかわらず、必要性がないとして意見陳述を認めないなど証言と意見陳述を誤解していると思えない裁判例がある一方、裁判所が被害者の意見陳述に傾倒するあまり、証拠調べを補完するものとして事実認定の心証形成に利用する危険性もあることから、意見陳述の時期

を証拠調べが終了した後にすべきことを主張する。台湾でも、被害者参加制度の導入に向け、被害者意見陳述の重要性は増すものと思われるが、台湾の公判構造の下では意見陳述制度が被害者の利益に必ずしも結び付かないことには留意する必要があるとして、事実認定と量刑手続の分化や被害者弁護士制度の導入等と併せて意見陳述制度の在り方を考えていくべきことを説く。

新たに設けられた公判記録の閲覧・謄写制度については、台湾では、捜査段階の記録は勿論、刑事裁判確定後も閲覧・謄写が認められていないことや、不正使用については他の方法で抑制することも可能であることから、その閲覧・謄写の行使主体を弁護士に限るのは適当でない一方、閲覧・謄写が被害者証人の証言に影響を与え、被告人の防御権を危殆化することを防ぐため、証人尋問手続終了後に限ってこれを認め、申出にも正当性や相当性といった（消極）要件を付加することを検討すべきだとする。

第4章「被害者訴追と被害者参加」では、刑事手続に対する被害者の積極的関与形態である自訴と被害者参加制度を検討対象とする。台湾では、大陸にあった中華民国政府の時代から被害者自らが犯罪者を訴追することができる自訴（私人訴追）の制度がある。しかし、民事紛争の解決に

利用するケースが後を絶たず、自訴優先主義の時代には公訴権行使の妨げになることもあるなど自訴の濫用が問題になったことから、公訴優先主義と必要的弁護士委任制度を導入した結果、自訴件数が激減するに至っている。近年、被害者支援の高まりを受けて自訴制度が再び注目され、交付審判請求（付審判請求）の代わりに自訴を活用する提案も見られるが、筆者は、弁護士費用や立証の困難さといった問題から自訴制度の拡大は却って被害者の支援に悖るとして、公判での被害者参加制度の創設を提唱する。

そこで、後半の第二節では、現在、台湾の国会に上程されている刑事訴訟法改正法案で導入が予定されている被害者参加制度について分析を加える。法案はドイツの公訴参加制度を範としていることもあって、犯罪事実に関する証拠調請求権や上訴権を含む非常に強い権限を被害者参加人に認める（もつと、台湾の現行刑事訴訟法では、判決に不服がある被害者は検察官に上訴を要望することができる。但し、最終的に上訴をするか否かは検察官の権限である）。台湾では二〇〇二年の刑事訴訟法改正により限定的な当事者主義を採用したが、訴因制度や起訴状一本主義を採らず、依然として職権主義的色彩が濃いため、こうした強力な被害者参加制度によっても立証や公判の進行には支障がない

として新制度を支持する見解もある。筆者は、被害者参加は無罪推定の原則と矛盾せず、公訴における被害者の地位拡充のためにも被害者参加制度の導入は支持するものの、今後、当事者主義の性格を強める法改正が予定されていることから、被害者参加人の証拠調請求権は認めつつ、裁判所の訴訟指揮に加え、被害者参加人の権限行使は検察官を通じて行い、裁判所の許可を得るという日本のような仕組みを設けることが望ましいとする。

第5章「司法取引と犯罪被害者」では、新たに導入された司法取引制度における被害者の地位について論じる。台湾では、二〇〇〇年の証人保護法により、組織犯罪等の被疑者に対し検察官が取引を行い、一定の供述が他の共犯の訴追に結び付いた場合に不起訴とするか、刑の減免を行う捜査協力型の司法取引制度が導入されている。筆者は、いずれも組織や犯行の中心的人物の刑事責任を追及するためのものであり、被害者の処罰感情にもかなうものであるが、重大な身体犯に対し過大な刑の減免が行われるおそれがないわけでもなく、日本の国会で審議が行われていた捜査協力型の司法取引制度ではその可能性がより高いとして、被害者の事情をより斟酌すべきだとする。

また、台湾には簡易手続という日本の即決裁判手続（と

略式起訴の間）のような制度があり、二〇一六年の制度拡大に際して「捜査中の取引」と呼ばれる制度が導入された。これによれば、検察官は被疑者と求刑する刑の範囲（執行猶予若しくは罰金等に換刑できる自由刑又は罰金）について取引し、合意に達すれば簡易手続を裁判所に請求して（これが起訴となる）、同時に求刑を行うが、事前の取引に際して被害者に意見を求め、被害者の同意を得て検察官が被疑者に被害者への謝罪や賠償を命ずることができ。しかし、被害者への措置については被疑者との取引材料に墮すおそれもあり、履行を担保する手段もないため、被害者に資する制度では必ずしもないとやや批判的に見る。さらに同年、協議手続と呼ばれる公判中の取引制度も導入されている。検察官と被告人が罪を認めることを前提に量刑について取引するものであるが、法律上、被害者への賠償や国庫への金銭納付なども取引事項とされており、その内容は執行猶予判決の付随事項となる。筆者は、公判段階における賠償の実効性を疑問視しつつも、検察官が協議前に被害者の意見を聞くことを義務付けた通達が、適用件数の制限に繋がっている事実があるとしても、その方針は尊重すべきとの立場を採る。

第6章「被害者の損害回復―付帯民事訴訟制度」では、

台湾の付帯民事訴訟（付帯私訴）制度を分析対象とし、最後に日本の損害賠償命令制度との比較考察を行う。台湾の付帯民事訴訟は、日本の大正刑訴の付帯私訴を手本として導入したといわれ、共通点もあるが、立法趣旨、原告適格事件や被告の範囲、訴えの時期、審理の方式（刑事裁判との順序）、刑事判決と民事判決の時期、上訴の連動性など相違点も多い。筆者は、刑事被告人ではない被告を認めることなど訴訟法上の幾つかの問題を論じてはいるが、むしろ日本と同様（日本はまだ認容判決の割合は高いが）、台湾においても民事付帯訴訟による終局判決が少なく、民事裁判への移管が多い運用を問題視する。但し、付帯民事訴訟は、刑事裁判を背景に被告（人）に和解を促す効果もあり、制度の存在意義は大きく、今後は訴訟経済的な発想を改め、被害者の迅速且つ簡易な損害回復という被害者のニーズに即した運用にいくことを主張する。

第7章「経済的支援―犯罪被害者補償制度」では、台湾における被害者補償制度の特色と近年の制度改正を分析し、日本の犯罪被害者等給付金支給制度の改善に向けた提案を行う。台湾の被害者補償制度は日本法を範として制定されたこともあり、規定振りが酷似しているが、損失補填を目的とすること、過失犯被害者も対象とすること、親族間犯

罪も原則不支給とせず、一般の不支給事由を基準とすること、補償金の信託管理があることなど、日本とは異なる仕組みがある。筆者は、台湾の被害者補償が、性犯罪被害者に対する補償金を設け、従来の重傷補償金の対象とはならない性犯罪被害者に対する給付を可能にし、医療やカウンセリング費用、弁護士費用などを自治体が支給する特別法による給付制度と補完的に働くようにしたことを高く評価する。さらに、国外で犯罪被害を受けた国民が従来補償の対象になつていなかったため、新たに扶助金の制度を設け、支給対象としたことも同様に評価するが、対象者や補償項目の制限、在外期間の要件など課題は残るとする。また、資金の回収と正義の実現という要請から、台湾政府は被害者に補償金を支給した事案の犯罪者に対し積極的に求償を行っているが、補償金の回収は極めて困難であり、犯罪者の社会復帰にも支障が生じかねないとして警鐘を鳴らす。犯罪者の賠償責任を明確にする傾向は財源を一般予算から刑務作業の労作金（日本の作業報奨金）や緩起訴処分金等へと転換を図りつつあることにも表れているが、補償金の原資を払う犯罪者と補償対象事案の加害者層とのずれが大きく、負担の不均衡を無視できないと批判する。

第8章「裁判外の紛争解決―刑事調停と被害者」では、

刑事事件における台湾の二つの調停制度を検討する。郷鎮市調解は、中国大陸の伝統的の制度を台湾社会に即した形で創設した市民調停制度であり、民事だけでなく、一定の刑事事件についても、市民から選ばれた無報酬の委員が調停を行い、調停が成立した場合に裁判所が裁定することで確定判決と同一の効力を付与する制度である。一方、二〇〇五年末から、裁判所が民事調停を刑事事件の公判中に行い、その結果を刑事裁判上考慮する「裁判所調停」が法律上の根拠はないまま事実上の制度として運用されている。筆者は、これらの制度に修復的司法の実践としての意義も認めながらも、両制度とも事件処理の合理化や裁判所の負担軽減ばかりが強調される「マクドナルド化」の危険性を秘めていることを危惧し、被害者と加害者の対話による被害者の損害回復と加害者の改善更生に資する真の刑事調停を構築する必要性を説くとともに、未だ修復的司法に対する懐疑論が根強い日本にとって台湾の制度は参考にする余地があるとする。

第9章「性犯罪非親告罪化に関する議論と被害者保護」では、一九九九年に行われた台湾の刑法改正によって実現した性犯罪の非親告罪化を巡る議論を整理したうえで、性犯罪の非親告罪化の根拠と被害者保護に必要な施策に関す

る私見を展開する。筆者は、親告罪の意義について、二分説・三分説を採るにせよ国家訴追権の抑止論を採るにせよ、犯罪者処罰の必要性と被害者保護の利益を単純に比較衡量する考え方は被害者の支援が進みつつある今日ではその意義が失われつつあり、両者を最大限追求することが国家の責務であるとの立場に立つ。そのうえで、筆者は、非親告罪化により暗数を減少させることができるという暗数対策としての効果には疑問を呈するものの、性犯罪を非親告罪としても加害者に示談を促す心理規制は必ずしも失われるわけではなく、むしろ重要な課題は、非親告罪化の後、性犯罪被害者のプライバシーの保護や安全確保、刑事手続における被害者の負担軽減や二次被害の防止であるとして、台湾で採られた様々な性犯罪被害者保護の施策とその意義を検討し、ワンストップ被害者支援サービスの拡充など日本での課題を指摘する。

第10章は本論文全体の要約に当てられている。

四 本論文の評価

以上のように、本論文は、台湾における犯罪被害者の法的地位と経済的支援に関する制度の検討を通じて、被害者支援の在り方を追求しようとするものである。ここでは基

本的に台湾の制度が分析・考察の対象となつているが、常に日本の制度との比較が意識されており、日台の比較法制が本論文の最大の特徴である。台湾法の比較研究は、近年、日本側においても徐々に行われるようになってきているが、それでも台湾刑事法の分野となると専門家は皆無である。勿論、台湾において日本の刑事法を紹介する研究は数多存在するが、台湾との比較研究成果が我が国に伝えられる機会には限られている。台湾における犯罪被害者の法的地位と経済的支援を日本の法制度と比較しながら論じた本論文は、我が国初の業績であると同時に、日台の刑事手続に関する優れた比較法研究でもある。

そもそも、台湾の現行刑法や刑事訴訟法は、中国の清朝政府が日本から招聘したお雇い外国人の岡田朝太郎が起草した草案が後に樹立された中華民国政府を経て、今日の台湾に受け継がれたものである。現在でも台湾での立法に際しては日本法が参照されることが多く、刑事法の分野でも日本法の影響を強く受けた法制度が存在する。当然ながら、日本と台湾の刑事法制には大きな違いもあるが、法制度を比較するうえで共通の土台を有していることが、日台の比較法を具体的に意味あるものとしている。

本論文で取り上げられている論点でいえば、第7章の被

害者補償制度がその典型例であろう。その根拠法となる犯罪被害者保護法は、台湾で一九九八年に公布・施行されたが、これなどは条文の構成から文言に至るまで日本の当時の犯罪被害者等給付金支給法と酷似している。殆ど知られていないことであるが、当時、被害者補償制度の立法を検討していた台湾の法務省から調査のため職員が派遣されたのが慶應義塾大学であり、法学部の教授であつた故宮澤浩一教授の下で半年余り犯罪被害者等給付金支給法を研究し、帰国後、当該職員が中心となつて日本法を手本に法案を起草したという経緯がある。それ故、成立した法律が似ているのも当然といえば当然である。

しかし、成立した法律には日本の法律と異なる点も少なくない。台湾での法案作成にあたっては日本の法律が抱える問題点を極力克服しようとしたというのが、当時、法案の起草に当たつた法務省担当者の談である。そのため、台湾の犯罪被害者保護法には日本法にはない優れた点を有しており、日本の制度を見直すうえでの貴重な材料となっている。筆者が台湾の補償制度の特徴の一つとする補償金の不支給事由も、その一つである。日本では給付金の支給対象となる犯罪が一定の親族間で発生した場合(例えば、夫が妻を殺害したなど)、遺族(夫と妻の子など)は原則

として支給の対象にならない。これは子供に支給した給付金が刑の執行を終えた加害者に環流することを防ぐことが理由の一つとされているが、結果として、親族間犯罪の場合、遺族に給付金が下りなかったり、減額されたりするなどの問題がある。そこで台湾では、立法当初より、親族による犯罪被害を不支給事由とせず、一般的な不支給事由に基づき個々に支給の是非を判断するとともに、子供に支給した補償金が加害者に環流しないよう、法律に基づいて設置した公益団体に信託管理させるといふ至れり尽くせりの仕組みまで設けている。この点に関する日本法の不備は今日まで抜本的には改善されていなかったが、ごく最近、近い将来、台湾の仕組みに近い形に改正される方向でまともっており、台湾の情報も日本の制度を見直す良い材料となったことは想像に難くない。

本論文で筆者が検討している項目の中には、このように、今、正に日本で制度改革や法改正が検討されているものが数多く含まれている。同じく日本の犯罪被害者等給付金支給制度では、性犯罪などの精神的被害が給付要件に当たらず、給付金が支給されない場合が多いため、心理カウンセリング費用を補填する新たな給付金の創設に向けた議論が内閣府と警察庁で行われてきている。また、国外で犯罪被害

害を受けた邦人についても支給対象とならなかったが、ゲームで多数の邦人が被害を受けた事件を契機として特別法の法案が提出されるに至っている（審議未了）。筆者は、これらの問題を立法によっていち早く解決した台湾の補償制度について、日本被害者学会の個別報告とその内容を掲載した本論文の原著論文―「台湾における犯罪被害者補償制度の特徴と近年の改革」被害者学研究二五号（二〇一五）二二頁以下）において紹介することで、日本での議論に大きく貢献している。なお、そのときの筆者の学会報告が多くくの学会幹部や会員から高い評価を受けたことも付記しておかねばならない。

性犯罪の非親告罪化や司法取引の問題についても同様である。前者につき、日本では法務大臣の指示により平成二六年より性犯罪の罰則の見直しに関する検討が行われ、その報告を受けて、現在、法制審議会で性犯罪の構成要件や親告罪の見直しが行われているが、そこでの議論は、かつて台湾で展開された議論の再現のように感じられる。筆者が紹介する台湾での議論は、近年、性犯罪を非親告罪化する改正が実現した韓国と同様、日本での検討にとって極めて貴重な情報である。後者の司法取引についても、今、日本で立法が進められている重要な論点であるが、筆者はこ

の分野で先行している台湾の刑事手続における各段階の司法取引の問題を考察しつつ、これまで殆ど論じられてこなかった司法取引における被害者の地位の在り方を中心に論じている。筆者自身は台湾の司法取引における被害者の地位をむしろ批判的に見ているものの、台湾の司法取引が被害者への謝罪や賠償を取引内容として正式に認め、その結果を判決に及ぼす仕組みは斬新で、示唆的である。

さらに、本論文では、未だ立法や正式な施策には結びついてはいないが、日本の実務においてこれから正に検討が始まらんとする問題を先取りする形で扱っている。例えば、平成二四年から日本では起訴猶予に際して福祉的措施を取ることによって被疑者の再犯防止を図る施策が行われるようになってきているが、その延長線上にある問題として、起訴猶予に一定の条件を付して履行を義務付ける条件付起訴猶予が検察において検討の俎上に上りつつある。しかしながら、日本では、このテーマについて、一九六〇年代に僅かに議論が行われたに止まり、研究業績もめぼしいものが極めて少ない。そうしたなか、筆者は、この点に関する本論文の原著論文を平成二五年の段階で既に公表しており、我が国に貴重な検討材料をもたらすだけでなく、被疑者の同意（これについては十分な考察はなされていないが）や不当

な事件再起に対する制度的担保の必要性など条件付起訴猶予の制度を考える上で極めて重要な問題提起がなされている。

このように、著者は、本論文において、日本で立法の俎上に上っている問題や実務において検討が行われつつある重要なテーマを数多く扱っている。しかし、これは博士論文のテーマ設定のうえで起きた偶然的産物ではなく、重要な争点を捉える筆者の問題意識の高さとセンスの良さがなせる技である。著者の呉柏蒼君が被害者の法的地位に関する研究を目的として慶應義塾大学に留学したのは二〇一〇年のことであるが、当時、日本では被害者支援に関する立法や施策が数多く実現しており、論点の中には既に過去のものとなったものも多く見られた。そうした状況下にあつて、筆者は、台湾と日本の状況を見比べながら、日本と台湾の制度や実務において今後何が重要かを見極めたうえで、膨大な数の文献を渉猟し、情報収集と分析を進めながら着実に研究を進めていったことが、本論文における多くの優れた考察に繋がったと言えよう。

また、稚拙な比較法研究にありがちな直輸入的な制度論（この場合、輸出か）を展開せず、日本の制度に対しては、自国の制度を参考としながらも日本の事情に即したものを

提案するなど、堅実な比較法的考察を行っているところも好感がもてる。論旨の展開も、無駄を省き、極めて合理的且つ論理的に組み立てられている。本論文の分量は二一万字強であるが、それよりも遙かに重厚さを感じさせるのは、そのためであろう。

しかし、本論文にも課題がないわけではない。

まず、日本と台湾の制度を比較しつつ、双方に対して考察を加える比較法の形を採ることが随所で行われているが、論点によっては、日本の制度に対する分析や提案が弱いところが見られる。第4章一節の自訴制度などは、日本にはない制度であり、将来導入される可能性もないため、専ら台湾の制度の在り方を考えるものとなっているのは仕方がないことであるし（被害者参加制度の導入についての自説を導くためには台湾にある自訴制度を論じる必要があるため、この種の問題を取り上げることに意味がないとは思えない）、被害者意見陳述など日本で安定した運用がなされている制度については、日本の制度より台湾に軸足を置いた考察になることも無理からぬところであるが、被害者参加制度など日本においても課題が残されている領域については、台湾の制度の在り方を検討しつつ、日本の制度についても、もう少し踏み込んだ検討が欲しいところであった。

日台の双方に十分比較検討が可能な制度についても、細かな論点は検討を先送りする箇所が見られる。例えば、海外邦人被害者に対する経済的支援については、台湾の新たな制度については詳しく紹介され、それだけでも日本の制度の在り方を考える上で示唆的ではあるが、日本に対しては給付適格について、台湾の給付制度の性質や給付内容についても、検討課題とするだけに止まる。非常に多岐に亘るテーマを扱う論文であるだけに、全ての問題を扱うことができないことは勿論であるが、主張の方向性だけでも示すべきであろう。

このように本論文には若干の課題があるとしても、優れた日台比較法研究として、また被害者学に関する最先端の研究として極めて高い学問的価値を有することは疑うべくもない。本論文が台湾の被害者支援や刑事手続に関する多くの情報を我が国にもたらし、日本の制度の在り方を考えるうえで貴重な参考資料となったことは高く評価できる。よって、われわれ審査員一同は、呉柏蒼君に博士（法学）（慶應義塾大学）の学位を授与することが適当であると考えるものである。

平成二八年二月二六日

主査 慶應義塾大学法学部教授
法学研究科委員 太田 達也

副査 慶應義塾大学法学部教授
法学研究科委員・博士
(法学) (東京都立大学)
亀井源太郎

副査 慶應義塾大学法学部教授
法学研究科委員・法学博士
(Dr.) (ベルリン・フンボルト大学)
フィリップ・オステン

近藤重人君学位請求論文審査報告

I はじめに

近藤重人君が提出した博士学位請求論文は「サウディアラビアとアラブ・イスラエル紛争—アラブの大義と対米依存の狭間で—」と題され、A4用紙二〇四ページからなっている。そのうちイスラエル建国へのサウディアラビアの対応を論じた第一章および第四次中東戦争時の石油戦略を論じた第三章はそれぞれ『法学政治学論究』に掲載された論文を加筆修正したものである。

本論文で、近藤君は日本の中東政治研究がこれまでにほとんど手を付けていないアラブ対外政策史の分野において、サウディアラビアのパレスチナ問題への関与を主要テーマとし、第二次世界大戦直後のイスラエル建国から二〇〇二年三月アブドゥッラー皇太子が中東和平提案を発表するまでの長期的過程を、対米関係を含めて広範詳細に論じている。

同君はまた資料的制約の中で収集したアラビア語、英語、フランス語文献を駆使してこのテーマに挑み、錯綜する資